

平成27年11月2日

答申第620号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHK経営委員会（平成24年6月5日開催）における経営委員の発言に基づき、NHKの子会社等に係る「配当方針を決めた年月日、最終決裁者の役職または承認機関（理事会等）が分かる内部文書」の開示の求めがあった。

NHKは、経営委員会（24年6月5日）における経営委員の発言に基づく「配当方針」の作成を行っていないため、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月2日（第227回審議委員会）

第634号諮問、審議、答申